

自民党看護問題小委員会  
委員長 田村憲久 様

日助発 101 号  
2022年8月25日

公益社団法人日本助産師会  
会長 島田真理恵



## 要 望 書

コロナ禍が継続する中、助産師をはじめとする看護職者は日々その対応に追われていますが、その職責に応じた処遇が保障されていません。

また、このような状況の中、切れ目ない母子とその家族の支援を充実させていくには、新たに設置された「こども家庭庁」に課長職以上の助産師の技官の配置と自治体での助産師雇用の推進が望まれます。加えて、産前産後ケアの提供体制のさらなる推進や地域での継続支援を促進するためには、助産所の多機能化の推進が必要です。さらに発達段階に応じた包括的セクシャリティ教育の構築や女性の生涯を通じた健康支援における助産師の活用の推進を要望いたします。

### 要 望 事 項

- 1.助産師をはじめとするすべての看護職員に対する抜本的な処遇改善
- 2.「こども家庭庁」への課長職以上の助産師の技官の配置
- 3.自治体における助産師の雇用の促進
- 4.女性の生涯を通じた健康支援における助産師の活用促進
- 5.助産所の多機能化の推進と助産師による訪問看護の効果を判定する調査への支援
- 6.産後ケア事業周知のさらなる推進と利用料金補助の充実（仮称：産前・産後ケア補助券制度の創設）

### 要 望 理 由

#### 1. 助産師をはじめとするすべての看護職員に対する抜本的な処遇改善

長期化する新型コロナウイルス感染症の対応においては、現在も多くの看護職員がさまざまな場でその職責を果たし続けており、職責に応じた十分な処遇の保障が必要です。コロナ病床で活躍している看護師のみならず、助産師や保健師他、すべての看護職員が、コロナ対応において大きな役割を果たしています。看護職は、責任と専門性の高い職業にもかかわらずそれに見合った賃金水準や賃金体系などが整備されていない日本の現状が、コロナ禍の中、改めて浮き彫りになりました。全ての看護職員を対象とした処遇の抜本的な改善を改めて要望いたします。

## 2. 「こども家庭庁」への課長職以上の助産師の技官の配置

こども家庭庁では、子どものある家庭における子育て支援体制の整備、子ども、子どものある家庭及び妊産婦、母性の福祉の増進が掲げられております。助産師は、性や生殖に関する幅広い知識や専門性を有し、女性の生涯にわたる健康教育や相談、情報提供等を行うことができる専門職です。助産師がこの専門性を活かし、対象者への支援を切れ目なく実施し、母子ともに安心できる社会実現するためには、母子の健康関係施策を調整する課長級の看護系技官（助産師）を配置することが必要です。

ぜひとも、こども家庭庁の施策の企画立案、総合的調整を行う部局に、妊娠・出産・育児支援の専門家である課長職以上の助産師の技官を配置することを要望いたします。

## 3. 自治体における助産師の雇用の促進

全国の自治体において子育て世代包括支援センターが設置され、妊産婦とその家族へ妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供できる体制作りがなされています。地域の助産師が非常勤職員として、母子健康手帳交付時から妊産婦への支援を実施することも多くなりました。また、今般のコロナ禍の中、感染した妊産婦への対応が社会問題となり、東京都では、自治体に助産師を臨時雇用し、疫学的調査の実施や東京都助産師会に自宅療養中の妊産婦の健康観察事業を依頼するといった取り組みがなされています。これらの例にみるように、自治体で助産師の活用はなされつつありますが、そのほとんどが非常勤雇用です。今後、さらに、地域保健の重要性が増す中で、助産師が保健師と連携して母子とその家族への継続支援を行うことが必要とされています。

助産師が地域における母子保健の専門職としての役割をさらに発揮できるように、自治体における助産師の雇用の促進を要望します。

## 4. 女性の生涯を通じた健康支援における助産師の活用促進

日本助産師会では、昨年・今年度の厚生労働省の委託事業として「不妊症・不育症のピアサポーター等の養成講座」を開催しました。昨年度は、医療関係者 825 人（内助産師 567 人）、ピアサポーター 310 人が講座を修了しており、今年度も同様の修了者が見込まれております。また、学童期・思春期における様々な性（いのち）に関する健康問題や課題を解決するために、「子どものための包括的性教育実践助産師育成事業」を実施し、約 700 名の実践助産師を育成します。

このような研修を修了した助産師を、本年度の新規事業として開始されました、「性と健康の相談センター事業」等への活用することを要望します。また、企業における女性の健康相談窓口の設置や健康支援に助産師を活用することを要望します。

## 5. 助産所の多機能化の推進と助産師による訪問看護の効果を判定する調査への支援

現在、助産所には産後ケア事業の受託をきっかけに、産後ケア事業を利用した、低出生体重児や医療的ケア児を育てる母親とその家族およびメンタルヘルスに問題を抱える妊産婦

などから、さらなる継続支援を行って欲しいとのニーズが寄せられています。

このニーズに対応すべく母子に特化した訪問看護ステーションを開設し、業務の多機能化を行っている助産所が見られるようになりました。利用者からは非常に高い評価を得ており、本会も7月より直営の訪問看護ステーションを開設しました。今後、そのノウハウを蓄積していく予定です。

多様化する母子とその家族のニーズに応え、支援していくには、助産所の「地域で母子を支援する」という強みを活かし、助産師が地域医療機関と連携し、指定訪問看護の事業を実施することが必要だと考えます。助産所がその活動を継続させるためにも、助産所が訪問看護ステーション等を開設しやすくし、事業の多機能化の推進と助産師による訪問看護の効果を判定する調査への支援を要望します。

#### 6. 産後ケア事業周知のさらなる推進と利用料金補助の拡充（仮称：産前・産後ケア補助券制度の創設）

新型コロナウイルス感染症により、地域での妊産婦、母子の孤立がより一層深刻となっています。しかし、分娩施設での入院期間は初産婦でも4日程度と短縮しています。また、分娩施設は約80%が混合病棟であり、産後の母子をじっくりとケアする余裕がありません。今後さらに母親の心理的問題や児童虐待の増加が懸念されます。これらを予防するためにも、希望するすべての母親が産前・産後ケアを受けられることができるための施策が重要となります。

現在、産後ケア事業の利用率の高い地域においては、妊娠、子育て期に使用できるクーポンを配布しており、そのクーポンで産後ケアが利用できる仕組みが作られています。妊婦健康診査補助券のような、産前・産後ケアに関する補助券制度の創設を要望いたします。

また、里帰り出産先での産後ケア事業の利用については、全国でもごく一部の市町村のみが対応している状況であり、全国において、里帰り先でも利用が可能となるような制度の検討をお願いいたします。

令和3年5月、本会が実施した「産後ケアに関する調査（145施設対象）」では、産後ケア事業の委託を受けている助産所において経営が困難な状況があることが再確認されました。産後ケア事業の委託費については市町村によって異なるうえに、低額である場合が多いため、「黒字」が22%（32施設）であり、「収入・支出がほぼ同額」が20%（29施設）、「赤字」が42%（61施設）となっており、6割が助産所の利益となっていないという厳しい現状が明らかになりました。さらに、2021年4月より、産後ケア事業における消費税が廃止されましたが、これに伴う委託料の減額がなされたと回答した施設が、19%（27施設）あり、更なる打撃を受けております。このように、産後ケアを提供する施設の負担が大きくなっており、産後ケア事業の継続が難しい状況となっております。適正な委託費ならびに、産後ケア事業にかかる補助金制度のあり方についてさらなる検討を要望いたします。

以上